

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月25日(月) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(22人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
推進委員	◎	渡邊	浩	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	備	邦雄	君

4. 欠席委員(2人)

欠席者	◎	浜田	芳郎	君
	◎	白川	満秀	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告 第5号 農地法第3条の許可書の取消しについて
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 農用地利用集積計画について
議案第33号 農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について
議案第34号 非農地証明願について
議案第35号 農地賃貸料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高	望
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

おはようございます。

本日は農業委員の浜田芳郎推進委員、白川満秀推進委員が欠席となっております。

ただ今より平成 29 年度第 9 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 8 番委員の黒葛原洋子委員にお願い致します。

憲章朗唱（8 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めて皆さんおはようございます。

今年最後の総会になります。農業委員会が新体制になって半年近くが過ぎるところなんです、この新体制の最大の目標であります「農地利用の最適化」ということについて、みなさんどう感じていらっしゃいますか。

正直言いまして事務局も南部の 2 班以外は皆さんの活動報告をみてもなかなか活動の実績も見えてこないということで苦慮しているところです。その傾向は県下あちこちにあるんですが、そこらの解消に向けてということで皆さんの机の上にチラシが「鹿児島島の農地貸したい・借りたい総点検」ということで県全域の運動を展開しようということになってきております。サブタイトル「一期一会運動」ということでお願いをしておりますが、内容は一人の農業委員、推進委員がひと月に 5 件の農家の相談に乗ろうと。そうすれば多いところでも大体一年間ですべての農家の意向が把握できる。

これは各市町村で温度差がございます。

私ども三年間の任期中には、全ての農家の意向を把握しようというのがねらいでございまして、そうすることによって新たな遊休農地の発生を無くして今ある農地を守り、次の世代へ引き継いでいこうというのが最も大きなねらいでございます。

さらに、それに加えて遊休農地の解消が出来ればそれに越したことはないということですね。

高齢化による、あるいは中山間、鳥獣害被害等を考えると、どうしても守りきれない実態が県下あちこちでございます。本町においてもわかりでございます。担い手の確保をどうするかということも大きな課題でございます。

この運動の細かい説明については後もって事務局からでございます。

それをすることによって最適化交付金の活動実績、成果まではいかなくても活動実績にはカウントできるということをご理解いただきたいと思います。

今月はこれらの説明も含めて段取りよく議事を進めたいと思いますので、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 12 番委員、13 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 5 号。農地法第 3 条の許可書の取消しについて事務局からの説明をお願いします。

事務局長

報告第 5 号。農地法第 3 条の許可書の取消しについて、次のとおり合意解約の通知がありましたので報告をいたします。

整理番号 2 番。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、

事務局長

譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、畑、280 m²。利用状況：倉庫。第2種農地。事由：『申請地には倉庫が建っており、農業用倉庫として今まで利用していたが、今後農地として利用する計画がない。』ということです。 以上です。

会長

ただ今事務局から説明がございましたが、私も本人も勘違いをしております、場所が違ったということです。4ページの申請地の山手側に畑があるんですが、そこも含めた土地だと私も申請人も、聞き取りの中でそういうふうに理解したんですが、大きな図面で確認しましたところ全く倉庫の場所しかありません。しかもその倉庫は本人が作ったものじゃなくて叔父が作ったということなんですね。

そういうことで今回、取消し願いが出たという事です。その叔父さんも、もういらっしゃらない方なんですが、その方も人の農地に倉庫を作ってしまったということですね。

『取消し』ということですが、すでに農地法の許可がでておりますので『取消し』です。審議する前、許可が出る前であれば申請書の『取り下げ』です。そういうことでご理解ください。

皆さん方から何かご質問がございますか。

(「ありません。」の声あり)

それでは、そのようにご理解ください。

続きまして議案第30号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第30号。農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号24番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人 [] さん ([] 歳)、貸人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、畑、 [] m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ウコン・野菜が1月から12月、麦が10月から5月です。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、経験年数：申請人・10年。農機具等の保有状況：刈払機・1です。トラクターと耕運機はリースを予定しております。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

貸借期間については平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間となっております。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 以上です。

会長

整理番号24番について担当地区の推進委員さんにご意見をお願いしたいと思います。

◎ (推 進 委 員)

以前は貸人がヤマイモを作っておりまして、その後2・3年人に貸しておりました。その後3・4年荒らしておりましたススキが茂っている状況です。電気柵の中で土地も大きいので [] の美土里サークルで何とかしようと計画しているところです。

個人的には後継者がおりませんので、地域に協力していただくという形です。現在は草を払ってきれいにしております。

最初は管理センターの大きな機械に入ってもらって、後は自分たちの機械でやっていくということです。

◎ (推 進 委 員)	<p>ぜひ頑張ってくださいと思っています。1反歩は■■■■と契約をして毎年作れるということです。残りはイモなのか麦なのか、みなさんと話をしながら進めて地域起こしにも繋げていきたいという意向です。 以上です。</p>
会長	<p>担当委員さんからございますか。</p>
○番 (農 業 委 員)	<p>場所は■■■■の下になります。国の事業で電気柵もつけていただいていますので、鳥獣害被害の心配もなく、良い場所だと思います。■■■■のところにお話を聞きにいきましたが、奥様は自分で味噌を作られているんですが、今までは鹿児島から麦を取り寄せて作っていたらしいんですが、自分たちで麦が作れたらそれを活用していきたいというお話でした。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 24 番について皆さん方からご質問等ございますか。</p>
○番 (農 業 委 員)	<p>美土里サークルで事業を行うということで非常に良い事ではないかと思えます。特に上屋久の方は鳥獣害の柵が設置されておりますので、絶対に荒らしてはいけないと思えます。</p>
会長	<p>他にご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり) 整理番号 24 番について申請を許可することにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 24 番は許可することに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして整理番号 25 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 25 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん (■■■■歳)、譲渡人■■■■さん。土地の所在：■■■■他 1 筆。地目：田と畑。2 筆の合計面積：■■■■㎡。2 筆とも農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：果樹・薬草が 1 月から 12 月、グアバが 6 月から 10 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0 ㎡、経験年数：10 年、農機具等の保有状況：刈払い機・1 です。非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等は特にないと思えます。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。</p>
会長	<p>整理番号 25 番について担当委員のご意見をお願いいたします。ここについても推進委員の方、ご意見ございますか。</p>
◎ (推 進 委 員)	<p>旦那さんが亡くなって、「もう買い物にも行けない。畑も行けない。」ということで娘さんのところに移っておりまして、将来的には農地を処分したいという意向です。借人は現在■■■■にありますが、環境保全に力を入れていらっしゃる方です。</p>
会長	<p>担当農業委員さんからご意見をお願いいたします。</p>
○番 (農 業 委 員)	<p>場所は■■■■を降りてきたところです。申請地の前に■■■■さんの住宅がございますが、今回はこの住宅も含めて売買のお話だということです。田んぼには果樹を植えられておりますが、譲渡人のおじいさんが亡くなられてずいぶん経ちますので荒れております。廃木もいくつかあるようです。譲受人が手入れをして改植もやっていくということでしたので、ぜひお願いしたいと考えております。</p>

会長	整理番号 25 番についてご質問・ご意見ある方いらっしゃいますか。
○番（農 業 委 員）	この案件は屋久島不動産が頼まれて話があがってきました。推進委員からもありましたが譲渡人は非常に協力的な方で■■■■でもこのような方が農地の管理をしてやっていってくれるということですし、担当は■■■■さんですが、■■■■さんは果樹の専門ですから指導をしていただければ良くなっていくんじゃないかと思います。
○番（農 業 委 員）	■■■■で■■■■をしていらっしゃるということですが、ここを買ったら■■■■に移住するという事なんですか。
○番（農 業 委 員）	■■■■では火葬ができませんので屋久島でやることになりましたから、■■■■としての仕事はほとんどないということでした。そういうことで■■■■の方に住むということでした。
事務局	申請書の住所が■■■■の住所で上がってきていますので、移ってこられるかと思います。
○番（農 業 委 員）	住所はあっても実態がないという人がおりますので、確認をいたしました。
会長	<p>他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 25 番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 25 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 26 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 26 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。 申請人：借人■■■■さん（■■■■歳）、貸人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■他 12 筆。10 筆が畑で 3 筆が田です。13 筆の合計面積：■■■■㎡。10 筆が農用区域内です。営農計画及び耕作期間：エンドウが 9 月から 3 月、果樹が 1 月から 12 月。事由：経営移譲。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■■■■㎡。経験年数：申請人が 11 年、父（貸人）が 40 年、母が 40 年。農機具等の保有状況：耕耘機・1、管理機・1、運搬車・1 です。</p> <p>非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては「特に支障等はないと思います。」ということです。地域との役割分担につきましては「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。</p>
会長	整理番号 26 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	親子間の経営移譲です。農業者年金関係の貸借です。15 ページの航空写真で上は果樹、下はエンドウの栽培をしております。地元としては問題ないと考えております。
会長	整理番号 26 番について皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農 業 委 員）	経営移譲は農業者年金の経営移譲ですか。
会長	それも入っております。
○番（農 業 委 員）	経営移譲で使用貸借ですよね。申請書の権利の設定を受ける者の状況

○番（農 業 委 員）	の中で、所有面積に記載してありますけど、借地面積の方に記載されるんじゃないですかね。
事務局	ここの欄は世帯の記載をするものですから、■■■さんと■■■さんの。という書き方になっております。
会長	そうですね。個人でみれば借地なんですけど、世帯で見れば所有地。農業経営は世帯単位で表しますの、このような形になっております。
○番（農 業 委 員）	なるほど。わかりました。
会長	他にございませんか。 （「ありません。」の声あり）
	整理番号 26 番は許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）
	整理番号 26 番は許可することに決定いたします。
	続きまして 16 ページです。議案第 31 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 31 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。
	整理番号 6 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■さん（■■■歳）、譲渡人■■■さん（■■■歳）、相続財産管理人：■■■さん。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。第 2 種農地。事由：『現在■■■で借家住まいであり、出身地である■■■に自己の住宅を建築したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が■■■㎡、住宅の建築面積が■■■㎡、物置の所要面積が■■■㎡。■■■（宅地）■■■㎡と一体利用の予定です。物置は既存施設です。
会長	整理番号 6 番について私の方から説明をいたします。
	22 ページの航空写真で申請地がお分かりになるかと思いますが、旧県道のとおり■■■がございましてそこを 50m ほど海岸の方へ下がって右に 20m ほど入ったところがございます。
	16 ページにかえていただきまして、申請書なんですけど譲渡人が非常に稀なケースで『相続財産管理人』ということになっております。これは名義人の■■■さんが昨年亡くなったんですが、奥さん、子ども、兄弟はいない。親も亡くなっていない。親の兄弟もいない。という状況だったんですが、生前、病院でお世話になっていたそうなんですけど、亡くなる前は後見人と言われる方がいらっしゃったんですが病院代を払っていなかったことから、『亡くなった後、財産は病院に寄贈する』というお話で病院にいたようです。この財産管理人は弁護士なんですけど■■■さんが亡くなった後屋久島まで来て財産の確認、場所の確認等済まされたようです。
	18 ページの配置計画図をご覧ください。申請地は■■■ですが■■■は譲受人のお父さんの実家です。さらに申請地の隣の■■■は■■■さんの親の宅地なんです。この宅地は■■■に住んでいる方に処分が決まっているようです。
	申請地は■■■に住んでいた方の牛小屋があった場所だそうですが、地目が畑のままだったため、今回の 5 条申請になっております。
	申請人と相続管理人がどうやって接触したかと言いますと、隣接地の方に裁判所から「買いませんか。」ということで値段も示したうえで打

会長

診があったようです。

現地は地目が畑ですが、その様相は全くありませんで、■■■■とは1 cmほどの段差がありますが、整地をすれば問題ありませんので家を作る場所としては妥当かなと。■■■■には倉庫が残っておりますが、使っていくということで十分活用できると思います。周りは住宅ですので周辺農地への影響はほとんどないと考えております。 以上です。

整理番号6番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

融資も決まっているようですし認めて良いと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号6番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号6番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして23ページです。議案第32号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第32号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号18番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■（亡）。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。内容：甘藷。契約期間：平成30年1月1日から平成34年12月31日までの5年間。借料：0円。利用権の設定を受ける者の農業経営状況としまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・時計草。経営面積：所有地が■■■■㎡。従事日数：320日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴・1、管理機・1、運搬機・2、バックホー・1です。 以上です。

会長

整理番号18番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

■■■■の裏手にあります。

貸人は亡くなっておりまして、子供さんが4名おりますが3名の同意をいただいておりますので、問題ないかと思っております。

借人は■■■■でも若手で頑張っております。甘藷については将来焼酎芋を作りたいという事です。問題は無いと思っております。ご審議をお願いします。

会長

整理番号18番について皆さんがたからご意見等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号18番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号18番は計画を認めることに決定いたします。

続きましても農用地利用集積計画についてです。整理番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭。土地の所在：■■■■、畑■■■■㎡。農用地区域内。所有権の移転時期：平成30年1月12日。対価：1,030,000円。農地売買等事業を利用しております。

会長	整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	<p>譲受人は認定農業者です。29 ページの航空写真をお願いします。横にみまして右手が■■■■です。■■■■の正面になります。約■■■■反歩の土地ですが、右側に住宅がありまして以前はそこに住んでおりました。</p> <p>3年前に中間管理機構が申請地を買い取りまして、3年間■■■■さんが貸借をしておりました。来年の1月で契約満了ということで■■■■さんが買い取るかたちです。 以上です。</p>
会長	整理番号5番について皆さん方からご質問・ご意見いただきます。
○番（農業委員）	■■■■さんは家庭の事情で今は■■■■に住んでおられて、■■■■まで通っている状態ですが、問題ないと思います。
○番（農業委員）	ゆくゆくはまた■■■■に戻ってくるだろうと思いますし、良い事業を活用しておりますので問題ないと思います。
会長	<p>他の皆さんご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号5番は計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号5番は計画を認めることに決定いたします。</p> <p>余談になりますが、対価が1,030,000円になっています。これは公社が買受けた時はちょうど1,000,000円だったんですが、3年間保留しておりますので3%の上乗せになっております。</p>
◎（推進委員）	農地売買等事業の特典というのを教えてください。
会長	<p>まず、公社に買い取っていただくと地主に免税措置があります。次に3年間の保有期間を過ぎて借人が公社から買い取るときの所有権移転等について、農業委員会が処理しますので一般の方が司法書士に頼んでかかる40,000円前後のお金がかかりません。登録免許税だけがかかるということですね。1,000円くらいですかね。</p> <p>最大のメリットは、買いたいんだけど今すぐお金の都合がつかない時3年後にはお金の借入れ計画ができそうだと。そういう時に公社に買い取ってもらう。そうすると地主さんにはすぐにお金が入る。本人は買い取るまで3年間の準備期間が作れるという場合ですね。</p>
事務局	対象者は認定農業者、対象農地は農用地区域内という要件もあります。
会長	はい。では次に進みます。議案第33号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第33号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求めます。</p> <p>整理番号4番。変更区分：用途区分変更。申請人：■■■■ ■■■■さん。土地の所在：■■■■ ■■■■、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡のうち800㎡。利用状況：雑種地。2筆とも農用地区域です。変更事由：豚舎建築のため。変更目的及び事業計画：豚舎の建築面積が■■■■㎡、所要面積が■■■■㎡。飼料タンクの建築面積が■■■■㎡、所要面積が■■■■㎡。通路等の所要面積が■■■■㎡。建築面積の合計が■■■■㎡、所要面積の合計が800㎡</p>

事務局長	です。工事計画書：許可有り次第。資金計画：自己資金が [REDACTED] 円です。
会長	整理番号 4 番について担当の推進委員さんからご意見をいただきます。
◎（推進委員）	実際には現地写真のように基礎が建っております。申請人は母親の意思をついで成長期にありますので、ますます躍進して行っていただきたいですし、集落・屋久島でも大きな役割を果たしておりますので、今回は寛大なご判断をいただいて、私自身も援助して良い方向に進んで行くようにしてまいりたいと思います。
会長	担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	今までは数十年前に建築していて実は農地だった。ということが多かったんですが、今回は現在進行中であるということで、私どものパトロールが行き届いてなかったと反省しているところなんですが。 36 ページの現地写真をお願いします。すでに基礎をうってありましたので、工事をストップしている状態です。本人は法律的なことに無知だったということです。彼の将来的なことだとか知識の薄さとかですね、ちょっと勇み足になってはしまいましたが、皆さんにも認めていただきたいと考えております。
会長	整理番号 4 番について皆さん方からご意見をいただきます。
○番（農業委員）	私も現場にはよく行っていたんですが碎石を取っていて、そもそも農地だという事を知らなかったんじゃないかなあとと思っているんですが。 屋久島でも黒豚は 2 件しかなくて頑張っているんですけど、幸い会長が早い段階で気づいて工事を止めていたわけで、今回事前着工という形ではありますけど。申請地は 2 筆で [REDACTED] m ² 。その内の 800 m ² という申請ですけど 2 筆とも採石場の様相でしたし、事務局と本人と話をして、残りの農地はどうするのか。あそこは農地に復元は不可能ですよ。石なんだから。そこら辺も含めて協議をしてもらいたいと思います。
○番（農業委員）	33 ページの施設配置図は 2 筆にまたがって豚舎が建築されるようですけど、さっき [REDACTED] さんが言った様に、周りはどうするのかなと。 農用地として残すんですかね。
会長	そこら辺はまた事務局と農振の担当と申請人を交えて話をして、情報提供が必要だと思います。 それでは整理番号 4 番についてですが、農用地いわゆる耕作の為の農地を農業用施設用地に変更するというのがこの案件の趣旨だということをご理解いただいて、この変更を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 用途区分の変更を認めることに決定いたします。 続きまして 37 ページ。議案第 34 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 34 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。 整理番号 14 番。申請人： [REDACTED] さん（ [REDACTED] 歳）、代理人・ [REDACTED] さん（ [REDACTED] 歳）。土地の所在： [REDACTED]、畑、472 m ² 。第 1 種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申

事務局長

請地は平成5年頃から耕作しておらず、山林化している。』という事です。

申請地は[]から北東に約5kmに位置し、平成5年頃から耕作されておらず山林化しており、進入道路も狭く農地としての利用は難しいため、非農地としてやむを得ないと判断いたします。

会長

整理番号14番について担当推進委員のご意見をお願いいたします。

◎(推進委員)

39ページの写真ををお願いします。[]から県道挟んで下にあります。説明のとおり15年ほど耕作しておりませんので現地は山林化しておりました。以上です。

会長

[]推進委員のご意見と関連がございますが、申請地と県道に挟まれた土地は県道獲得に伴う転居先として候補に上がっていて、申請地の右隣も別の方が候補地として考えているそうです。それから申請地の左隣にはもともと倉庫があったんですが、朽ち果てて崩れた状態にあります。そういう状態にある関係で、重機を使えば畑にできないこともないけど、現地調査に立ち会った担い手にも「借りるか？」と聞きましたところ、「借りない。」という返事だったので、やむを得ないかなと判断をしたところでは。

皆さん方からご意見ご質問いただきます。いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号14番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号14番は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして議案第35号です。農地賃借料情報の提供について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第35号。農地賃借料情報提供について、農地法第52条の規定に基づく農地の賃貸借情報を別紙のとおり調整したので町ホームページ等に掲載し農家に情報提供することについて議決を求めます。

42ページに八幡校区と神山校区についての賃借料を平均額、最高額、最低額、データ数ということで載せてございます。ご審議をよろしくお願いたします。

会長

以前は農業委員会で標準小作料を設定しておりましたがその制度はなくなりまして、そのかわり実態をみなさんにお知らせする方向へ変わっております。

基本的には借りる人、貸す人の合意に基づいて設定をいたしますが、実態を拾い上げるとこのような形ですというのが、この情報でございます。

このことについて皆さん方からご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

最低額の2,000円というのは、基盤整備地区の地主さんは賦課金を2,000円ずつ土地改良に払っておりますので、私も基盤整備地区に関しては「せめて2,000円は払ってください。地主さんが払っているんで。」というお話はします。

それとこういう貸借、農地の移動は金額ではなく信用で移動するといわれております。売買にしても。

信用という形であれば、借料が0という形も出てくると思っております。

会長

そのようなことで、皆さん方からご意見無ければこのような形で情報提供することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
このように決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時55分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

12番 _____

13番 _____

平成29年12月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久